

恵庭市  
循環型社会形成推進地域計画

恵庭市

平成26年12月15日

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3	施策の内容	5
4	計画のフォローアップと事後評価	11
	添付資料 1	12
	添付資料 2	13
	添付資料 3	14
	添付資料 4	16
	様式 1	17
	様式 1 (添付資料 1)	18
	様式 1 (添付資料 2)	19
	様式 2	21
	様式 3	22
	参考資料様式 1	23
	参考資料様式 6	24

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

- ◇ 構成市町村名 恵庭市
- ◇ 面積 294.87 km<sup>2</sup>
- ◇ 人口 68,751人 (平成26年4月1日現在)

(内訳)

市名	恵庭市
面積 ( km <sup>2</sup> )	294.87
人口 ( 人 )	68,751

### (2) 計画期間

本計画は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すこととする。

### (3) 基本的な方向

現在本地域内には、ごみ処理施設として恵庭市が保有する焼却施設、破碎施設、リサイクルセンター、生ごみ・し尿処理場、最終処分場がある。しかしながら、焼却施設、破碎施設は、施設の老朽化に伴い、それぞれ平成14年度、16年度に稼働を休止しており、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは直接最終処分場に埋め立て処分している。このような状況のなか、休止中施設の周辺安全性確保や最終処分場残余容量の減少、将来にわたる安定処理の継続性、循環型社会形成のためのリサイクル推進の観点から、焼却施設の解体跡地にストックヤードを整備し、新たに最終処分場と焼却施設を整備する方針をたて、各種事業を実施している状況である。

### (4) 広域化の検討

ごみ処理の広域化については、国の通達および道が策定した「ごみ処理広域化計画」に基づき、恵庭市・北広島市・長沼町・南幌町・由仁町・栗山町の2市4町で、平成11年に「道央地域ごみ処理広域化推進協議会」を立ち上げ事業化に向けて進めてきたが、広域処理施設の適地選定に相当な時間が掛かり、その間、各構成団体が独自の処理を開始した。そのため、本市としては、現広域計画が遅れることによる本市最終処分場の残余容量の減少や、広域処理参加構成市町の独自処理優先による焼却施設整備のスケールメリットが減少し、恵庭市単独の焼却規模でも全連続炉化運転が可能で、

また余熱を予定地に隣接している下水道施設の汚泥乾燥等への利用により効果的な熱利用ができ、さらに5万人以上の市であることなどから、平成22年に協議会を離脱し、恵庭市単独での焼却施設整備を進めることとした。このような状況により当面は、単独処理で廃棄物処理を実施していくが、引き続き周辺市町村の廃棄物の収集及び処理状況の把握に努め、広域化の可能性についても模索し、社会情勢の変化に応じて対応できるようにするものとする。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物処理等の現状

平成25年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収も含め、22,013トンであり、再生利用される「総資源化量」は8,551トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総収集量＋集団回収量））は38.8%である。

恵庭市では、平成25年度現在、中間処理は資源物の資源化と生ごみのバイオガス化による資源化しか行っていないため、中間処理による減量化量は0トンであり、集団回収量を除いた排出量の7割近くが最終処分されている。

分別ごみ種類では、資源ごみと生ごみが資源化、可燃ごみと不燃ごみ、粗大ごみが埋め立て処分となっている。

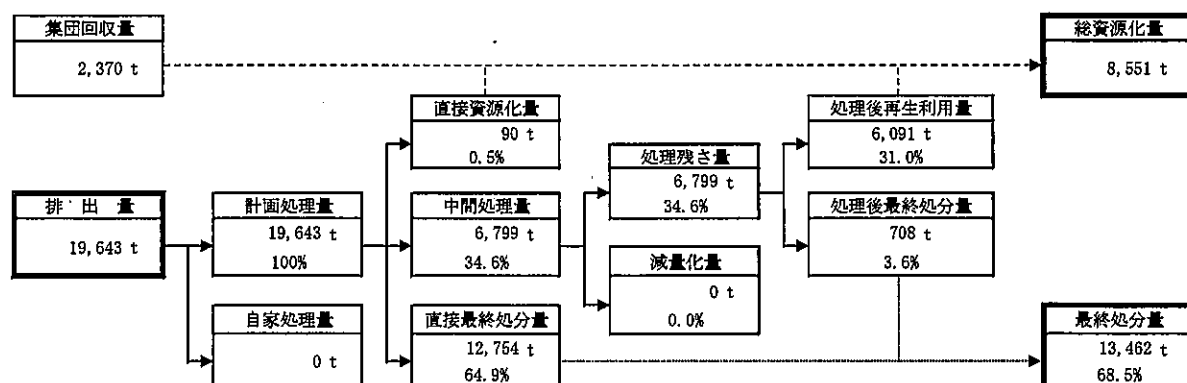


図1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成25年度)

### (2) 一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

なお、本市では、平成32年度稼働を目標に、焼却処理施設と粗大ごみの破碎処理設備の整備を計画しており、焼却施設稼働後は、生ごみを除く可燃ごみ及び資源化・破碎処理後の可燃性の残渣を焼却処理し、焼却灰をリサイクルする計画である。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 <sup>※1</sup> ) 平成25年度	目標 (割合 <sup>※1</sup> ) 平成32年度
排出量	事業系 総排出量	4,981 トン	4,584 トン (-8.0%)
	1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.55 トン/事業所	2.35 トン/事業所 (-8.0%)
	家庭系 総排出量	14,662 トン	14,439 トン (-1.5%)
	1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	169 kg/人	165 kg/人 (-2.4%)
合計 事業系家庭系排出量合計		19,643 トン	19,023 トン (-3.2%)
再生利用量	直接資源化量	90 トン (0.5%)	40 トン (0.2%)
	総資源化量	8,551 トン (38.8%)	9,579 トン (44.8%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	0kWh	0万kWh
減量化量	中間処理による減量化量	0 トン (0.0%)	8,899 トン (46.8%)
最終処分量	埋立最終処分量	13,462 トン (68.5%)	2,904 トン (15.3%)
人口		68,751 人	69,569 人
事業所数		1,951 社	1,951 社

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

排出量 : 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く) [単位: トン]

再生利用量 : 総資源化量 = 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位: トン]

最終処分量 : 埋立処分された量 [単位: トン]

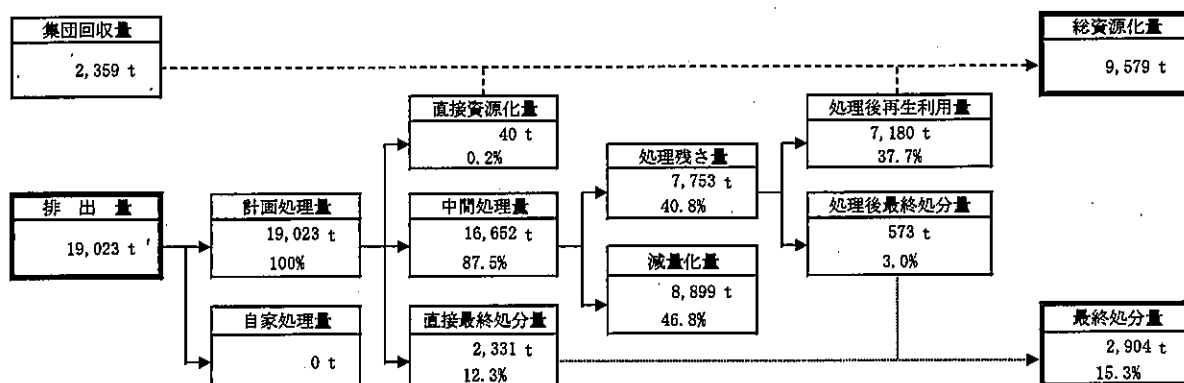


図2. 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成32年度)

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制・再使用の推進

##### ア 有料化

本市では、平成22年度に有料指定ごみ袋及びごみ処理券によるごみの有料化を導入しており、指定袋及び処理券購入金額は、表2のとおりである。

直接搬入ごみについては、家庭系ごみは10キログラムにつき70円、事業系ごみは、生ごみが10キログラムにつき99円、その他ごみは10キログラムにつき100円となっている。

表2 指定袋購入金額

項目	容量	金額
可燃ごみ 不燃ごみ	5リットル	10円/袋
	10リットル	20円/袋
	20リットル	40円/袋
	40リットル	80円/袋
生ごみ	3リットル	6円/袋
	6リットル	12円/袋
	12リットル	24円/袋
粗大ごみ処理券	1個につき1枚	100円/枚

##### イ 環境教育、普及啓発、助成

本市では、これまで発生抑制・再使用を推進するため、環境教育、普及啓発、助成制度を実施してきたが、今後も継続・強化していくこととする。特に、市民、事業者、市の役割や果たすべき行動を明確にし、その内容を情報提供することにより、一人ひとりの意識改革とその行動の実践を目指すこととする。

現在行っている「コンポスター及び電動生ごみ処理機の購入に係る経費の一部助成、段ボール堆肥化資材の助成による家庭での生ごみ堆肥化促進」、「集団回収を行う団体に対して1kg当たり3円の助成」などの助成を継続し、さらに小型家電、古着・古布等のリサイクル品の拡大をするとともに、ごみ分別辞典や広報えにわ等による紙上啓発、市民説明会、市民懇談会、出前講座などを行い減量化・リサイクル推進に向けた意識啓発を続けていく。

##### ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

市内スーパーにおいてレジ袋の有料化が実施されており、すでにマイバックの利用率はかなり高くなっている。今後もイベント等を通じてマイバックの利用効果について啓発していく。

## (2) 処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

平成25年度現在、本市の燃やせるごみ(可燃ごみ)、燃やせないごみ(不燃ごみ)、粗大ごみは、恵庭市ごみ処理場(最終処分場)に直接埋立処分を行っている。この内、事業系ごみの燃やせないごみからは、鉄を回収し、資源化を行っている。

生ごみは、生ごみ・し尿処理場で、破碎分別された後、し尿と浄化槽汚泥とともに、下水終末処理場に圧送し、バイオガス化を行い、破碎分別により発生した残渣は、恵庭市ごみ処理場に搬入し、埋立処分している。

資源物は、リサイクルセンターで、選別、圧縮、梱包などを行った後、資源化している。

ごみの焼却処理は、平成14年度まで行っていたが、現在は休止中であり、可燃ごみの焼却処理を再開するべく、平成32年度稼働を目標に新しい焼却施設を整備する計画を進めている。

生ごみについては、今後も現状と同じく汚泥とともにバイオガス化により資源化を行う。

資源物も現状と同じく資源化を行うが、近年、収集品目の拡大と細分化により、保管場所が不足しているリサイクルセンターを補完するものとして、休止中の焼却施設の解体跡地にストックヤードを整備する。

不燃ごみ、粗大ごみ、焼却残渣及び生ごみや資源物の処理残渣は、最終処分場で埋立処分を行う。最終処分場は、現在第5期処分場を供用中であるが、平成30年度までに埋立終了となる見込みであるため、第6期処分場の整備を行う。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、自己処理を基本としているが、家庭系ごみの処理に影響を及ぼさない範囲で受入を行い、家庭ごみと同様に処理している。今後は、この処理体制を継続するとともに、事業者に対しては、減量化指導や事業者の自主的な資源回収システムが構築できるよう、情報収集と情報提供に努めることとする。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では、現在、一部の産業廃棄物の埋立処分の受入を行っており、今後も一定量の受入を行っていく計画である。ただし、受け入れる産業廃棄物については、一般廃棄物の処理・処分に影響を及ぼさない範囲とする。

また、焼却処理施設稼働後は、可燃性のごみについては、焼却処理施設で受け入れる計画である。



## エ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりである。

- ◇ 資源循環型社会の形成を推進するためには、従来のごみ減量・リサイクルの取り組みの重要性は変わらない。
- ◇ リサイクル品目拡充に対応するため、ストックヤードを整備（既存焼却施設（煙突）解体を含む）し、併せて施設集約化を図る。
- ◇ 将来の安定的なごみ処理体制の確立及び最終処分量削減のため、焼却施設を整備する。（防衛省補助）
- ◇ 将来の安定的なごみの埋立処分を行うため、最終処分場を整備する。（防衛省補助）

表3 恵庭市のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H25年)			今 後 (H32年)			
分別区分	恵庭市		分別区分	処理施設等		
	処理方法	処理実績 (トン)		一次処理	二次処理	処理実績 (トン)
燃やせるごみ	埋立	7,612	燃回収	新焼却施設	9,095	
燃やせないごみ	埋立	4,269	-	恵庭市ごみ処理場(最終処分場)	2,371	
粗大ごみ	可燃	857	-	新焼却施設の破砕・処理設備	最終処分場(焼却残渣)	
	不燃		-			
生ごみ	鉄・アルミ	106	-	恵庭市ごみ処理場(メタン回収)	最終処分場(委託)	
	生ごみ		3,758			
プラスチック製容器包装	リサイクル	3,041	破砕選別	恵庭市生ごみ・し尿処理場(メタン回収)	3,726	
ペットボトル	リサイクル		選別・圧縮細包	恵庭市リサイクルセンター		再資源化(委託)
缶	リサイクル		選別・圧縮細包	恵庭市リサイクルセンター		再資源化(委託)
びん	リサイクル		選別・圧縮細包	恵庭市リサイクルセンター		再資源化(委託)
紙パック	リサイクル		選別	恵庭市リサイクルセンター		再資源化(委託)
ダンボール	リサイクル		選別・コンテナ積替	恵庭市リサイクルセンター		再資源化(委託)
新聞・らし・雑誌・本	リサイクル		選別・コンテナ積替	恵庭市リサイクルセンター		再資源化(委託)
蛍光管	リサイクル		選別・コンテナ積替	恵庭市リサイクルセンター		再資源化(委託)
電池	リサイクル		選別・コンテナ積替	恵庭市リサイクルセンター		再資源化(委託)
古着・古布	リサイクル		選別・コンテナ積替	恵庭市リサイクルセンター		再資源化(委託)
小型家電製品	リサイクル	選別・コンテナ積替	恵庭市リサイクルセンター	再資源化(委託)		

(3) 処理施設の整備

上記(2)の処理体制を構築するため、表4のとおり必要な処理施設の整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設 (ストックヤード)	恵庭市ストックヤード整備事業	(集積、選別) 200m <sup>2</sup>	恵庭市島松沢 131番地の8	H27~H28
2	最終処分場	恵庭市第6期ごみ処理場整備事業	約150,000m <sup>3</sup>	恵庭市島盤尻 255番地の4	H27~H28
3	熱回収施設	恵庭市焼却処理施設整備事業	約53t/日		H29~H31

(整備理由)

事業番号1 本市では、小型家電(H25年度イベント回収、平成26年度より拠点回収開始)、古着(H26年度より対象拡大)等リサイクル品目が増加しており、恵庭市リサイクルセンター敷地内(既存焼却施設敷地内)の保管場所が不足している。リサイクルセンターに隣接する休止中の既存焼却処理施設(煙突)を解体し、その解体跡地に、保管用のストックヤードを整備することで、保管スペースや安全性の確保及び効率的な構内導線の確保を図る。

事業番号2 既存焼却施設の老朽化による停止、最終処分量の削減、エネルギー利用の促進

事業番号3 既存最終処分場の埋立完了

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の処理施設の整備に先立ち、表5のとおり計画支援事業を行う。

表5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業時期
31	マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)整備(事業番号1)に係る設計業務	基本設計・詳細設計	H27年度

## (5) その他の施策

資源循環型社会を形成するため、本市では次の施策を実施してきたが、今後も継続・強化していくこととする。

### ア 再生利用品の需要拡大事業

庁内および公共施設内において、自ら積極的な再生品利用（グリーン購入）を進めるとともに、市民及び事業者に対して、資源物の分別排出と再生品の使用を情報提供する。

また、今後整備予定の焼却施設から発生する焼却灰については、セメント会社に搬送する等、エコセメント化等の資源化を行い、生成されたエコセメント製品を積極的に利用するとともに、事業者に対しても使用するよう働きかける。

### イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、適切な回収、再商品化がなされるよう、市民、事業者に指導を行うとともに、関連団体や販売店などの協力により回収、再商品化を行っている。

今後もこの処理体制を維持・継続するとともに、適切な回収、再商品化がなされるよう普及啓発を行うこととする。

### ウ 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、市民・事業者の協力や関係機関・団体等との連携を図りながら、パトロールや監視・通報体制を構築してきた。

今後も、継続して実施していくとともに、さらに監視・通報体制を拡大・充実し、不法投棄対策の強化を図ることとする。

### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災や水害等の災害時に備え、災害ごみの収集、運搬、仮置き場、処理方法の検討を行うとともに、周辺自治体や民間業者等の協力体制等を含めた連携体制の構築について取り組むこととする。

#### 4 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

市は毎年、計画の進捗状況を把握し、結果を公表するとともに、必要に応じて、北海道及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめ、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

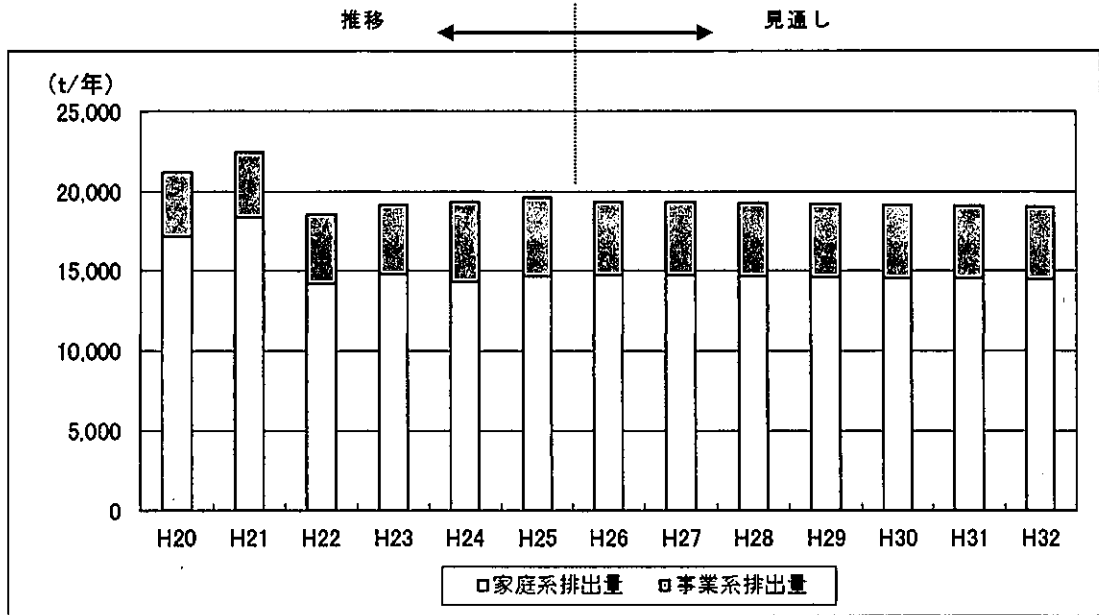
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させる。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直す。

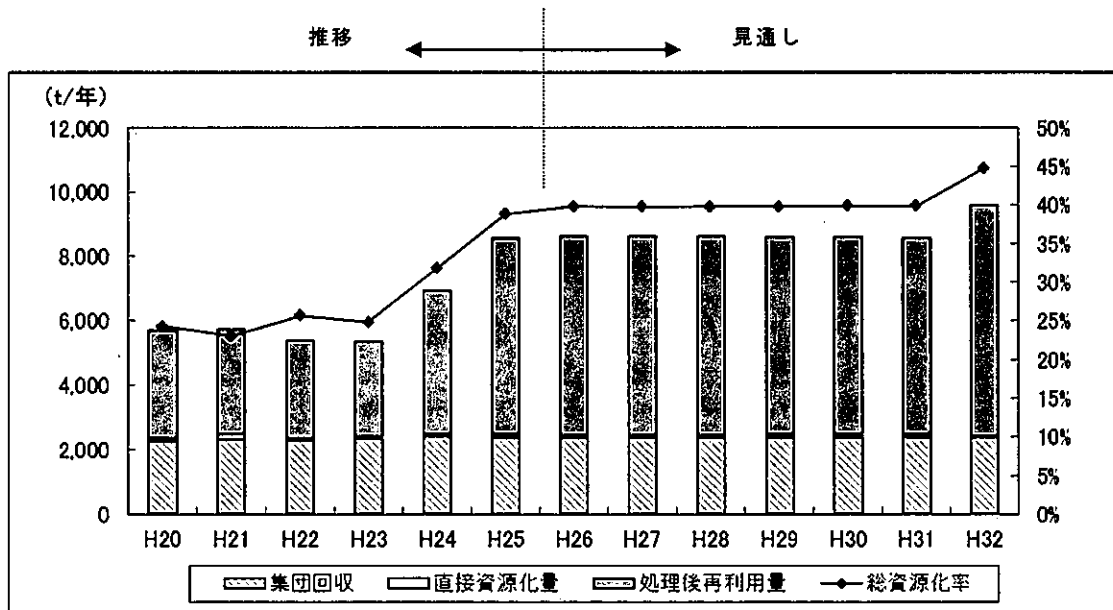


添付資料 2

目標の設定に関するグラフ等



添付図 ごみ排出量の推移と見通し



添付図 再生利用量の推移と見通し

分別区分説明資料

簡易版 ごみと資源の出し方・分け方



★ 収集日の朝8時30分までに、道路沿いの決まった場所に出してください。

★ 一度に出せるごみの量(袋など)は5つ程度です。

★ 「燃やせないごみなど」ごみの収集日が変則となる場合がありますので、収集カレンダーで確認してください。

詳しくは「ごみ分別事典」・「生ごみ分別事典」をご覧ください。

**燃やせるごみ** 有料指定ごみ袋に入れてください。

① 凝固剤で固めるか紙などに染み込ませてください。② 土を落としてからごみ袋に詰めてください。③ 紙おむつは汚物をトイレで処理してください。

**生ごみ** 有料指定ごみ袋に入れてください。

※1 水切りをしっかりとってください。  
※2 生ごみは15cm以下にしてください。

**燃やせるごみ用袋に入れてください。**

とうもろこしの皮  
貝殻  
玉子の殻  
たけのこの皮

**燃やせないごみ** 有料指定ごみ袋に入れてください。

濡布

**キケンごみ** 有料指定ごみ袋に入れ、「キケン」と表示してください。

金ばさ

「割れ物・刃物」と「火が出る恐れのあるもの」は袋を分けて出してください。■割れ物・刃物は紙などで包んでください。■スプレー缶は中身を使い切り穴をあけてください。

**ごみ処理券を貼ってください。**

■有料指定ごみ袋からはみ出してしまふものや入らない大きなものは粗大ごみです。■原則1品目1枚です。



○資源物は次の7種類に分けて出してください。

**プラスチック容器包装** 中身の見える袋に入れて出してください。

このマークを目印に

**ペットボトル・缶・びん** 中身の見える袋に入れて出してください。

このマークを目印に

**紙類** たたむか、畳くむとして捨て替るか、中身の見える袋(新聞紙は新聞紙専用袋)で出してください。

**紙パック** このマークを目印に

**ダンボール**

断面  
球形になって  
いるもの

**新聞チラシ**

**雑誌・本**

**蛍光管**

**電池**

電池と表示し中身の見える袋に入れてください。

**収集しないごみ** 次のものは収集業務に対象を含まないので、収集はしません。

スプリングの入っているもの

車の部品

洗面台・流し台

多量のごみ

※自己搬入するか収集運搬許可業者に依頼してください。

★カラス被害を防ぐ工夫例です。

☆お問い合わせ先  
 廃棄物対策課  
 ☎0123(33)3131  
 内線1131



# 古着・古布の 回収品目が変わります

今までの回収品目

総50%以上のもの限定

この制限が  
なくなります！

## 平成 26 年 4 月 1 日より

出すことができるもの	出すことができないもの
 古着  古布  タオル  Qパン  ジャンパー  帽子  洗濯物  コート  Vシャツ  スーツ  セーター  etc	 濡れたもの  汚れたもの  においのひどいもの  くつ下  下着  レインコート  カバン  雑垫 カーペット  etc

上記品目以外のものについては、事前に下記連絡先までお問い合わせ願います。

## 回収方法

回収場所と受付時間

持参した紙袋・ビニール袋等はお持ち帰りください。

平日 8:45 ~ 17:15

夜間 休日

- ・市役所（西側正面玄関・東側裏玄関）
- ・市役所（西側正面玄関）
- ・高松支所・中京産出張所
- ・恵み野出張所

このバッグに  
入れてね！



問合せ先 恵庭市生活環境部廃棄物管理課 TEL 33-3131

# 使用済 小型家電の 拠点回収をはじめます



## 小型家電リサイクルの対象品目

電話機 	携帯電話 	パソコン 	ビデオカメラ 	デジタルカメラ 
MDプレーヤー 	携帯音楽プレーヤー 	CDプレーヤー 	テープレコーダー 	ICレコーダー 
電子辞書 	電子手帳 	電卓 	据置型ゲーム機 	etc...

※対象となる品目等のお問い合わせは、下記連絡先までお願いします。

回収物は確実に処理されますが、携帯電話等の個人情報あらかじめデータを削除願います  
 ※持参した際の箱や紙袋等は回収できませんのでご了承ください。※電池・蛍光灯・電球はあらかじめ取り外してください。

### 回収方法

#### 回収場所

廃棄物管理課(10番窓口)  
島松支所・恵み野出張所

#### 受付時間

開庁時間中  
(8:45 ~ 17:15)

#### 回収対象品目サイズ

30cm × 30cm 四方の枠に入るものを  
目安としています。



### 出すことができないもの

テレビ 冷蔵庫 洗濯機 エアコン 洗濯機



家電リサイクル対象品、CRTモニター  
(ブラウン管型)は回収対象外です。

問合せ先 恵庭市生活環境部廃棄物管理課 TEL 33-3131

添付資料 4

現有処理施設の概要

○ 本計画の関連施設

【焼却処理施設】

施設名称	施設形式	稼働年月	施設規模 (t/日)	1炉の能力 (t/日)	炉数 (炉)	熱利用状況等
焼却処理施設	全連続燃焼式	S54.3 (H14停止)	75 t/日	75	1	-

【不燃・粗大・資源化施設】

施設名称	施設の種類	稼働年月	施設規模	処理方式
破碎処理施設	不燃性粗大ゴミ破碎処理施設	S59.3 竣工 (H16停止)	30 t / 5h	衝撃せん断併 用回転式
恵庭市リサイクルセンター	①ビン・缶・ペットボト ル等減容保管施設 ②プラスチック容器包装 減容保管施設	① H12.2 ② H19.3	① : 11t/5h ② : 5t/5h	① : 選別・ 圧縮減容化 ② : 圧縮梱包
恵庭市生ごみ・し尿処理場	生ごみ処理施設	H24.8 竣工	18 t / 6h	破碎分別後、し 尿処理施設混 合槽へ移送
	し尿処理施設	H元.1 竣工	15kl/6h	一次処理（夾雑 物除去）後、生 ごみと混合し 下水終末処理 場へ移送

○ その他関連施設

【最終処分場】

施設名称	埋立開始年	埋立期間	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	全体容量 (m <sup>3</sup> )
恵庭市ごみ処理場(埋立処分 地施設)	H20.3	15年間(計画時)	33,050(5期)	309,000(5期)

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 26 年度)

1	地域の概要	(1)地域名 恵庭市	(2)地域内人口 68,751人 (H26.4.1日現在)	(3)地域面積 294.87 km <sup>2</sup>
	(4)構成市町村等名 恵庭市	(5)地域の要件* 面積 神楽 離島 希美 養野 山村 半島 通津 その他	(6)人口 人口	
	(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況 組合を構成する市町村: 設立されていない場合、今後の見通し:	設立 (予定) 年月日:		

\* 交付金額で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目標	
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成25年度
排出量	事業系 総排出量 (トン)	4,030	4,147	4,341	4,407	5,054	4,981	4,584 (H25比-8.0%)
	1 事業所当たりの排出量 (ト/事業所)	1.89	1.95	2.04	2.07	2.59	2.55	2.35
	量 家庭系 総排出量 (トン)	17,154	18,327	14,231	14,774	14,332	14,662	14,439 (H25比-1.5%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	199.05	217.57	160.69	169.98	163.80	169.00	165.00
再生利用量	合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	21,184	22,474	18,572	19,181	19,386	19,643	19,023 (H25比-3.2%)
	直接資源化量 (トン)	86 (0.4%)	134 (0.6%)	79 (0.4%)	81 (0.4%)	76 (0.4%)	90 (0.5%)	40 (0.2%)
燃回収量	総資源化量 (トン)	5,746 (24.5%)	5,698 (23.0%)	5,353 (25.7%)	5,333 (24.8%)	6,922 (31.5%)	8,551 (44.8%)	9,579 (44.8%)
	燃回収量 (年間の発電力量 MWh)	0	0	0	0	0	0	0
最終処分量	中間処理による減量化量 (トン)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8,899 (46.8%)
	最終処分量 (中間処理前後の差) (トン)	17,857 (83.4%)	19,087 (84.9%)	15,482 (83.4%)	15,166 (84.3%)	14,840 (76.6%)	13,462 (68.5%)	2,904 (15.3%)

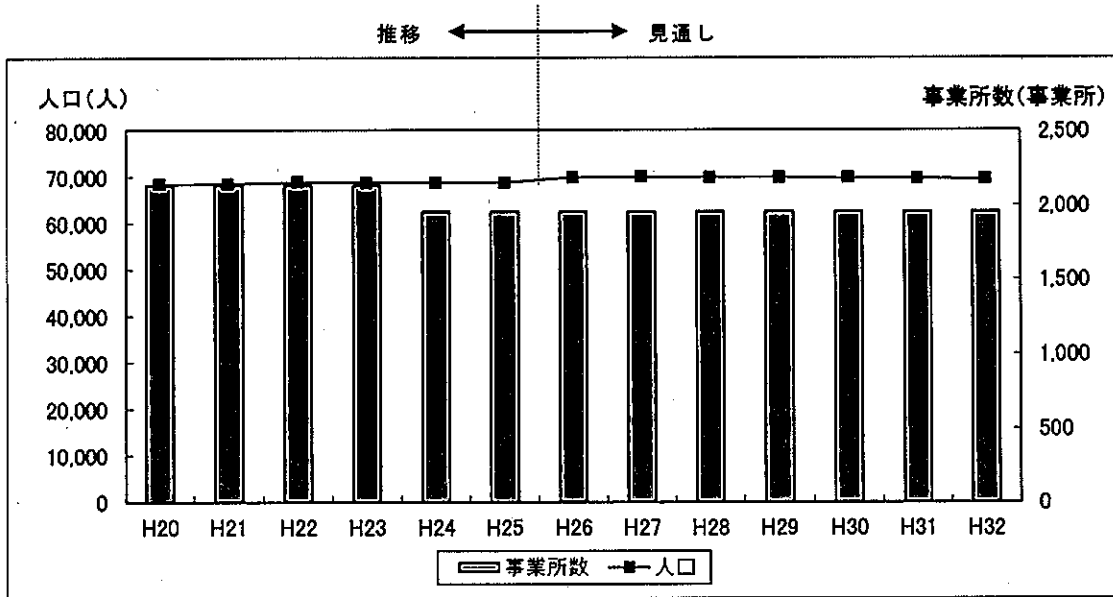
※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。(様式1(総付資料1)参照)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

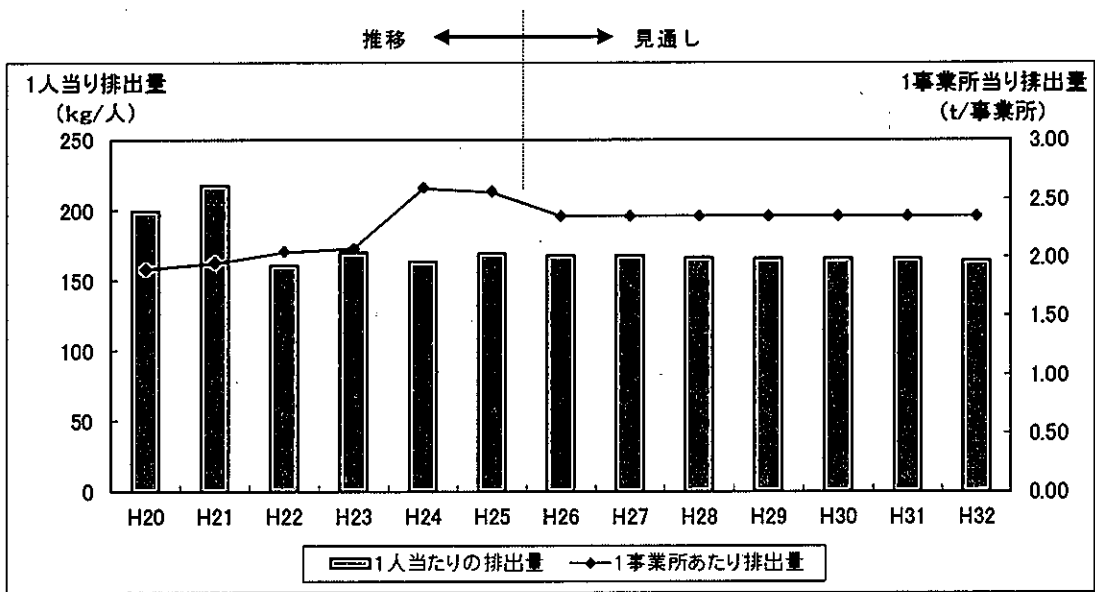
施設種別	事業主体	現有施設の概要			更新、廃止、新設の内容			備考		
		型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式		施設竣工予定年月	処理能力(単位)
焼却処理施設	恵庭市	全連続運転	75トン/日	S54.3竣工 H14.4廃止	H24.4	老朽化	全連続運転	H32.4	50t/日	防衛省補助
	恵庭市	粗大ごみ焼却処理設備	30t/5h	S59.3竣工 H15.4廃止	H32.4	老朽化	物置せん断併用回 転式	H32.4	2.5t/5h	防衛省補助
不燃・粗大・資源化施設	恵庭市	ビン・缶・ペットボトル等減容設備施設	11t/5h	H12.4竣工						防衛省補助
	恵庭市	プラスチック等梱包減容設備施設	5t/5h	H19.4竣工						防衛省補助
生ごみ・し尿処理場	恵庭市	生ごみ処理施設	18t/5h	H24.8竣工						底層焼却処理施設解体跡地に整備
	恵庭市	し尿処理施設	15&1/5h	H25.1竣工						防衛省補助
最終処分場	恵庭市	最終処分場	309,000m <sup>3</sup> (6期)	H20.3	H30.4	埋立完了	最終処分場	H29.4	約150,000m <sup>3</sup> (第6期)	防衛省補助

様式1 (添付資料1)

指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



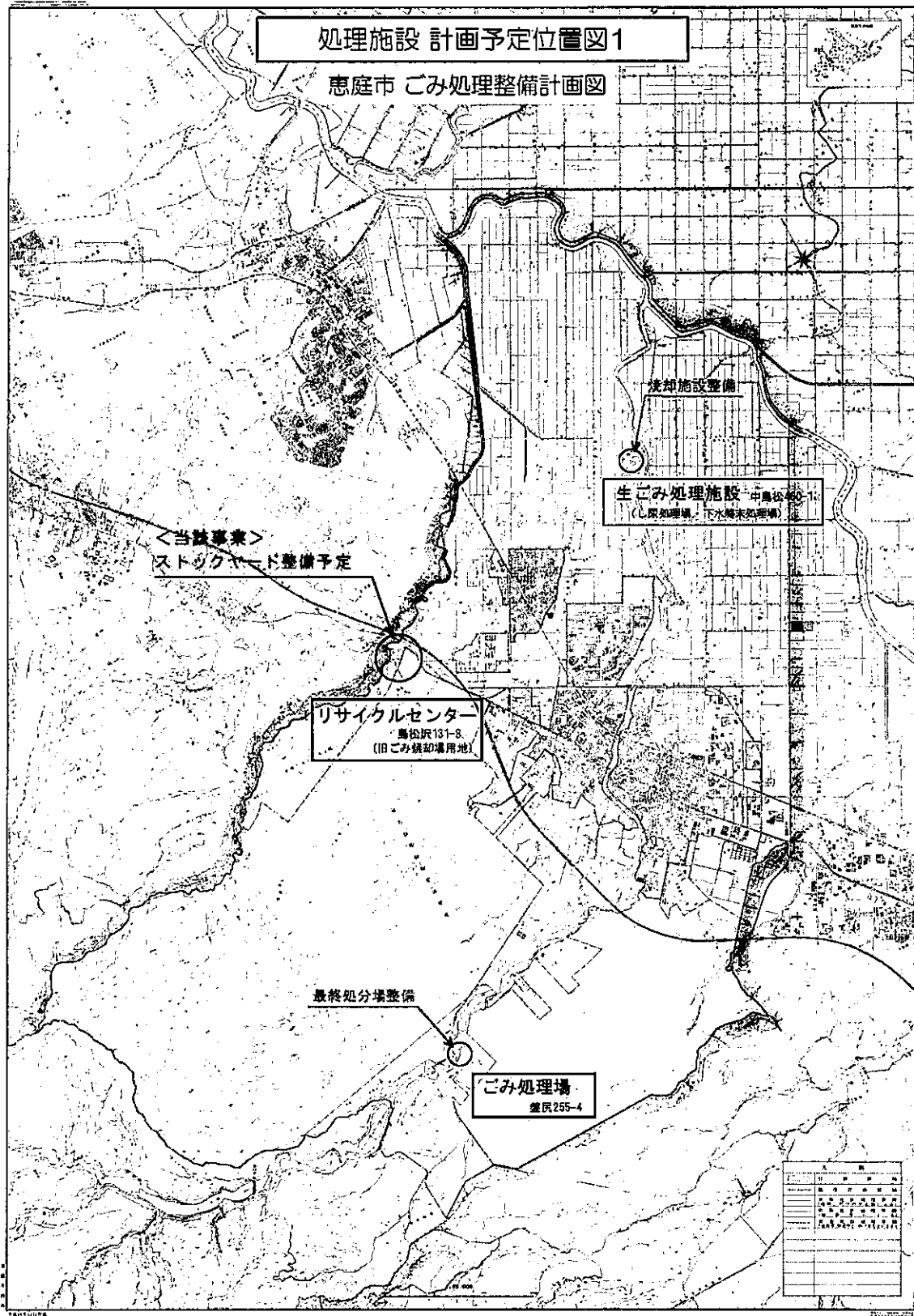
添付図 人口・事業所数の推移と見通し



添付図 ごみ排出量(原単位)の推移と見通し

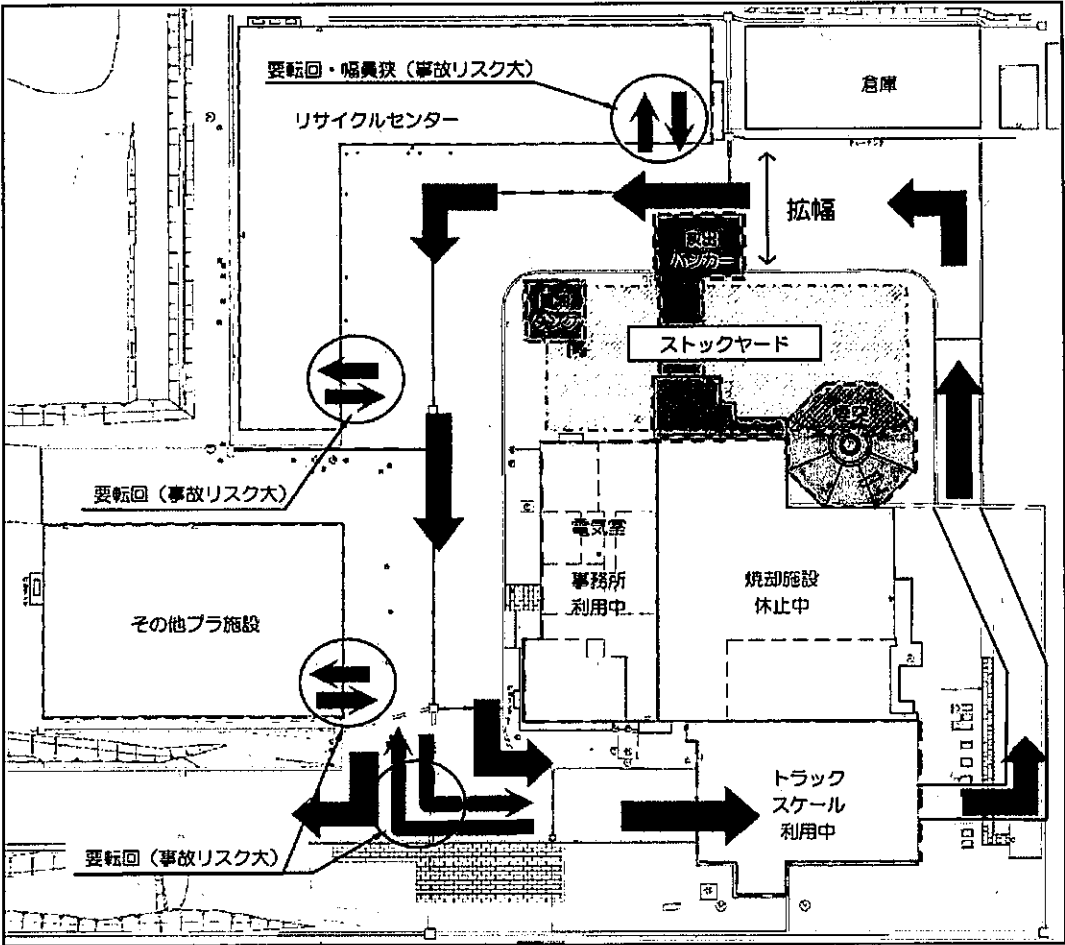
様式1 (添付資料2)

地域内の施設の現況と将来 (位置図)



# 処理施設 計画予 positioning 図1

## リサイクルセンター(ストックヤード)整備計画図







様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	年度					備考
					開始	終了		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
発生抑制・再 使用の推進に 関するもの	11	有料化	家庭系ごみ、事業系ごみの有料化 施策の実施。	恵庭市	継続	-		継続実施					
	12	環境教育、普及啓発、 助成	情報収集・発信、環境教育、イ ベント開催等の継続・強化、集団回 収・生ごみ処理機購入助成の継続 実施とPR	恵庭市	継続	-		継続実施・強化					
	13	マイバック運動・レジ 袋対策	マイバック運動の継続実施と小売 業者の取り組みアピール	恵庭市	継続	-		継続実施・強化					
	14	事業者への減量・資源 化指導等	拡大生産者責任の追求 減量化計画策定等の指導 エコ商店のPR	恵庭市	継続	-		継続実施・強化					
処理体制の構 築、変更に関 するもの	21	現分別区分を基本とし た処理体制構築	現分別区分を基本とした処理体制 の構築	恵庭市	継続	-		徹底・強化					
	22	事業者への減量・資源 化指導	事業所による資源回収システム整 備支援	恵庭市	継続	-		継続実施・強化					
	23	施設整備に伴う分別区 分変更の検討	焼却施設整備に伴い、現在、不燃 ごみとしているプラスチック、布 類、皮革類を可燃ごみに変更する	恵庭市	H 25	-		調査、検討					変更は平 成32年度 を予定
	24	生ごみ、し尿、浄化槽 汚泥との資源化	生ごみを、し尿、浄化槽汚泥を下 水終末処理場へ移送し、バイオガ ス化（資源化）	恵庭市	継続	-		継続実施					
処理施設の整 備に関するもの	1	マテリアルリサイクル 推進施設（ストック ヤード）の整備		恵庭市	H 27	H 28	○	煙突解体・建設工事					関連事業 1
	2	熱回収施設の整備		恵庭市	H 29	H 30		建設工事					関連事業 3
	3	最終処分場（第6期）の 整備		恵庭市	H 27	H 28		建設工事					関連事業 2
施設整備に係 る計画支援に 関するもの	31	マテリアルリサイクル 推進施設（事業番号1） の計画支援	施設整備に係る施設基本設計・詳 細設計	恵庭市	H 27	H 27	○	設計					関連事業 3 1
その他	41	再生利用品の需要拡大 事業	市民、事業者への再生品使用の アピール	恵庭市	継続	-		継続実施・強化					
	42	家電リサイクルに関する 普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の 普及啓発	恵庭市	継続	-		継続実施・強化					
	43	不法投棄対策	監視体制の改善・強化	恵庭市	継続	-		継続実施・強化					
	44	災害時の廃棄物処理 体制の整備	処理マニュアルの作成 周辺市町村や民間業者と協議	恵庭市	継続	-		継続実施・強化					

## 施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	恵庭市
(2) 施設名称	恵庭市ストックヤード
(3) 工期	平成 27 年度～平成 28 年度
(4) 施設規模	処理能力：200m <sup>2</sup> （8 t / 日）
(5) 処理方式	集積、選別
(6) 地域計画内の役割	新設、資源回収推進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有                      無
(8) スtock対象物	ダンボール、蛍光管、乾電池、紙パック、本・雑誌、新聞紙、小型家電、古着等
(9) 事業計画額	151,442 千円

## 計画支援概要

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	恵庭市
(2) 事業目的	恵庭市ストックヤード整備のため
(3) 事業名称	ストックヤード基本設計・詳細設計
(4) 事業期間	平成 27 年度
(5) 事業概要	施設基本計画、詳細設計
(6) 事業計画額	3,086 千円